

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分の取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、清掃作業員として就労していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、可燃物収集作業中、運転手の横（3名乗り中央シート）に乗車し、ごみの積込作業を行っていた同僚を乗車させようと車が停車した際、急にエンジンをストップ（以下「エンスト」という。）した反動で、首、腰を負傷した（以下「本件事故」という。）として、同月○日、B医療機関に受診し、「腰椎椎間板ヘルニア、頸椎椎間板ヘルニア」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び○年○月○日から○年○月○日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は腰椎椎間板ヘルニア及び頸椎椎間板ヘルニアは、業務のために乗車していたパッカー車（ごみ収集車）がエンストしたことにより発症したものであり、業務上の疾病であることは明らかであるため、本件処分は誤りである旨主張する。

(2) 労災保険給付における腰痛の業務上外の取扱いについては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が、「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考える。

(3) 災害性の原因による腰痛については、（ア）腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作と異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が業務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められるものであること、（イ）腰部に作用した力が腰痛を発症させ、又は腰痛の既往症若しくは基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであることのいずれの要件をも満たし、かつ、医学上療養を必要とするときに業務上の腰痛として認められることとなる。

(4) そこで、請求人に発症した腰痛が当該認定要件を満たしているか、上記（ア）について、以下検討する。

ア 請求人は、本件事故は、まるで大型ダンプが追突したと思うほどの衝撃であった旨述べているが、Cは、画像ではエンストによる振動は分からないし、凸凹道を通った時の方が、体への負担は大きいと思う旨述べている。

当審査会としても、会社提出のドライブレコーダーを確認したが、請求人の主張するような強い衝撃があった状況は確認できず、決定書理由(略)に説示のとおり、本件事故による急激な力の作用があったとまでは認められない

ことから、前記（３）（ア）の要件を満たさないものと判断する。

イ 次に、腰痛の発症機序等に係る医学的見解をみるに、D医師は、○年○月○日付け回答書及び○年○月○日付け意見書において、要旨、「請求人は、助手席での不安定な姿位では瞬間的にかなりの衝撃があったとしても不思議ではなく、繊維輪が破れるのと髄核が脱出するのは必ずしも同時ではないので、椎間板ヘルニア発生の因果関係はあると考える。」と述べているが、当審査会としては、上記のとおり本件事故により強い衝撃があったとは認められないことから、D医師の意見は採用できない。

ウ 前記（３）（イ）の要件について検討すると、E医師は、○年○月○日付け労災補償請求調査書において、要旨、「MRI画像で、L3/4、L4/5、L5/Sに椎間板の膨隆があり、腰椎椎間板ヘルニアの所見が確認できること、また、エンスト時の動画では腰椎に急激な外力の作用が生じたと言えるものではないことから、既存の腰椎椎間板ヘルニアが自然経過の中で徐々に悪化したと判断することが医学的には妥当と考える。」と述べている。

請求人の本件事故後の症状経過等から、当審査会としても、E医師の意見は妥当であって、本件事故が腰椎椎間板ヘルニアを発症させた又は増悪させたものとは認められないことから、上記（３）（イ）の要件についても満たさないものと判断する。

エ よって、請求人に発症した腰椎椎間板ヘルニアは、認定基準に示された災害性の原因による腰痛の認定要件を満たしておらず、当審査会としても、本件事故に起因して発症したものとは認められないと判断する。

（５）災害性の原因によらない腰痛について

念のため、災害性の原因によらない腰痛について検討すると、本件における一切の資料を精査するも、請求人は、ゴミ収集作業の仕事を15年しており、ゴミは大体2～3kgであって、ゴミの積込作業で腰を痛めたとは思わない旨述べており、腰部に過度の負担のかかる業務等に従事しておらず、請求人が認定基準の要件に該当する業務に従事していたことを確認することはできないから、当審査会としても、災害性の原因によらない腰痛が発症したとは認められない。

（６）頸部の症状について

請求人は、受診当初から首の痛みと両上肢のしびれがあり、MRIで首のへ

ルニアがあると言われた旨を述べ、F医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「首は、関係は否定できない。」と述べているが、単に可能性を示唆したものにすぎず、合理的な根拠を示したものではない。また、D医師は、回答書及び意見書において、要旨、「本件事故と椎間板ヘルニア発症の因果関係はあると考える。」と述べているが、これは請求人にかなりの衝撃があったとする考えに基づいた意見であり、上記（４）アで述べたとおり、本件事故により強い衝撃があったとは認められないため、この意見を採用することはできない。

一方、E医師は、労災補償請求調査書において、要旨、「MRI画像で、C5／6、C6／7に椎間板の膨隆があり、頸椎椎間板ヘルニアの所見が確認できること、また、エンスト時の動画では頸椎に急激な外力の作用が生じたと言えるものではないことから、既存の頸椎椎間板ヘルニアが自然経過の中で徐々に悪化したと判断することが医学的には妥当と考える。」と述べている。

請求人の本件事故後の症状経過等から、当審査会としても、E医師の意見は妥当であって、本件事故と頸部の症状については相当因果関係は認められないと判断する。

(7) 上記のことから、当審査会としては、請求人に発症した傷病が、業務上の事由によるものであるとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。